

労働法セミナー

3時間でわかる問題社員への法的対応と実務

雇用情勢や労働者の意識の変化などにより、様々なタイプの問題社員が増えています。その一方で、企業が社員を労務管理するうえで、対応をひとつ誤れば労働紛争に発展しかねず、さらにパワハラやブラック企業などという社会的な批判に拡大しかねません。

このような状況において、企業やその管理職が自信をもって社員を労務管理していくためには、労働法の知識に裏打ちされた適法な対応方法を知ることが、何より重要です。

本セミナーでは、昨今現場で課題となっている問題社員の代表的な事例において、企業・管理職がどこまで適法な対応を行うことができるかについて、3時間で分かりやすく解説していただきます。

【日 時】 令和5年3月9日（木） 13:30～16:30

【会 場】 倉吉未来中心 2F セミナールーム7

倉吉市駄経寺町 212-5 Tel. 0858-23-5390

【講 師】 弁護士 ^{えんそう たくろう} 延増 拓郎 氏 石嵯・山中総合法律事務所

〔経歴〕	1994年	明治大学法学部卒業
	1998年	司法試験合格
	2000年	司法修習終了（53期）
		弁護士登録
	2000～03年	原山法律事務所
	2003年	石嵯信憲法律事務所入所
	2011年4月	ヴァイスパートナー就任
	2013年1月	パートナー就任
	2016年1月	代表代行パートナー就任
	2018年4月	代表パートナー就任
	2022年1月	代表弁護士就任

プログラム

1 普通解雇、懲戒解雇、懲戒処分の留意点

2 解雇が有効と判断されるためのポイント

3 退職勧奨の留意点

4 能力不足

- (1) 勤務成績が悪い
- (2) ジョブ型雇用で採用したが能力が不足する

5 勤務態度不良

- (1) 他の従業員と協調しない
- (2) 軽微な問題行動（上司への反抗的態度、取引先からのクレーム等）がある
- (3) 虚偽の事実を述べて会社批判をする

6 私傷病・障害

- (1) 私傷病により十分な労務提供ができない
- (2) 主治医の診断に疑念がある
- (3) 入社後に障害の存在が明らかになり十分な労務提供ができない

7 ハラスメント

- (1) ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント）の申告がなされる
- (2) 被害者と加害者の主張が食い違う
- (3) 会社が対応をしたのに申告を繰り返す
- (4) パワハラを理由に指示・命令に従わない

8 企業外非行

- (1) 不倫について会社にクレームの申入れがなされる
- (2) 私的な SNS 投稿で炎上する

9 兼業・競業行為

- (1) 会社に許可申請をせず兼業をする
- (2) 競業をする

10 通信機器の私的利用

- (1) 会社が貸与したパソコンで私的なインターネット利用、メールの送受信をする
- (2) 就業時間中の会話を無断でスマートフォンのボイスレコーダーで録音する

【定 員】 20名

【受講料】 1人当たり 経協会員 8,800円 (消費税含む)
経協会員外 13,200円 (消費税含む)

【申込方法】 ○下記の申込書に必要事項をご記入のうえファクシミリにてお申込み下さい。
○受講料は、『受講申込み受付のお知らせ(振込先金融機関を記載したもの)』をファクシミリにてお送りしますので、到着後お振込みをお願いします。振込みの場合、銀行の振込受取書をもって領収書とさせていただきます。(恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。)
○セミナー開催日の3日前以降に受講を取消された場合、受講料を頂きますのであらかじめご了承ください。

【申込期限】 **令和5年3月2日(木)**

【申込・問合せ先】 一般社団法人 鳥取県経営者協会
〒680-0031 鳥取市本町3-201 鳥取産業会館・鳥取商工会議所ビル4F
TEL. 0857-22-8424
FAX. 0857-24-4174
URL <http://www.torikeikyo.or.jp>

※マスクの着用・検温・手指消毒にご協力ください。

(一社)鳥取県経営者協会 宛 (Fax. 0857-24-4174)

3/9開催 労働法セミナー受講申込書

年 月 日

企業・団体名

TEL

〒

所在地

FAX

申込担当者(氏名)

(所属部署・役職名)

No.	受講者氏名	所属部署・役職名
1		
2		
3		

※ご記入いただいた情報は、当協会からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。